

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4SNE1FJ50090	4SNC1AZ0006 0001	194028699565	HE-C-2799002E				
品名 または 件名							
偵察ボート（8人乗）の外注修理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり。							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST				1		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
九州補給処健軍支処				九州補給処健軍支処			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
九州補給処健軍支処				令和6年9月30日（月）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和6年5月9日（木）14時00分 九州補給処 調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年5月16日（木）15時00分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年5月8日(水)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
調達会計部契約課第1契約班 担当 谷口(内線2317)

調達要求番号：4SNC1A≥0006

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
		HE-C-Z799002E	
施設器材整備診断作業	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	平成27年 4月15日	
	変更	令和 3年 7月15日	
	作成部隊等名	補給統制本部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊補給統制本部及び各補給処において実施する施設器材、同組部品などの外注整備診断作業について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。ただし、電子器材等の作業を行う場合は、GLT-CG-Z000009の2.2及びGLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 整備品名・数量・器材番号など

整備品名、数量、器材番号などは、調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 b), e)及びf)とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 d)～f)によるほか、細部は、次のいずれかとし、調達要領指定書によって指定する。

- 診断作業** 診断作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。ただし、電子器材等は、表2による。
- 整備作業** 整備作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。ただし、電子器材等は、表4による。
- 整備診断作業** 整備診断作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表5による。ただし、電子器材等は、表6による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.6 a)に示す“営業所等”とする。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002の2.10によるほか、塗装区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、“B塗装”とする。

2.8 外観

外観は、GLT-CG-Z500002の2.12.1による。

2.9 機能・性能

機能及び性能は、要整備品の本来の機能及び性能を満足させなければならない。

2.10 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の3.1によるほか、製造者等が規定する試験による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.4.2による。

5.3 保証期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.5による。

6 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の箇条6による。

7 その他

7.1 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

7.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1-診断作業

番号	工程	作業内容	規定
1	入場点検	入場品の外観状態を点検する。	—
2	分解	入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。	—
3	洗浄	スチーム、圧縮空気、洗油などによって洗浄・清掃し、付着している泥土、油脂などを除去する。	—
4	点検計測	目視、計測機器、器具などによって摩耗、損傷などの状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の可否を判定する。	点検計測は、主要部位から優先して行う。 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成し提出する。 ^{a)}
5	部品組立て	工程2で分解した部品の組立て	—
6	包装など	簡条4による。	—
注 ^{a)} 提出先及び部数は、調達要領指定書によって指定する。			

表2-電子器材等診断作業

番号	工程	作業内容	規定
1	入場点検	入場品の外観状態を点検する。	—
2	分解	入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板等は、分解しない。
3	機能点検	入場品を動作させるか、又は計測器によって計測するなど、本来の機能を発揮するか否かを点検する。このとき、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。	機能点検を行う場合に必要な清掃、手入れ、調整などを含む。 なお、機能点検は、主要部位から優先して行う。
4	故障探求	機能点検の結果、異常がある場合は、故障部位などを特定する。	契約の相手方は、故障探求後に整備診断明細書を作成し提出する。 ^{a)}
5	部品組立て	工程2で分解した部品の組立て	—
6	包装など	簡条4による。	—
注 ^{a)} 提出先及び部数は、調達要領指定書によって指定する。			

表3-整備作業

番号	工程	作業内容	規定
1	入場点検	入場品の外観状態を点検する。	—
2	分解	入場品を整備可能な範囲の構成単位に分解する。	—

表3—整備作業（続き）

番号	工程	作業内容	規定
3	修理	官側が承認した整備診断明細書による修理作業	打痕，まくれ，曲がりなどの軽易な修正作業を含む。
4	部品組立て	工程2で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整，給油脂を含む。
5	機能・性能試験	3.1による。	—
6	塗装	2.7による。	—
7	整備品の表示	2.10による。	—
8	完成検査・包装など	1 完成検査は，3.2による。 2 包装などは， 箇条4 による。	—

表4—電子器材等整備作業

番号	工程	作業内容	規定
1	入場点検	入場品の外観状態を点検する。	—
2	分解	入場品を整備可能な範囲の構成単位に分解する。	—
3	修理	1 官側が承認した整備診断明細書による修理作業 2 修正作業に伴う調整，また，必要に応じて防湿，防振，固定などの処置を施す。	フレーム，シャーシなどのへこみ，曲がりなどある部位，表示などの不鮮明な部位の軽易な修正作業を含む。
4	部品組立て	工程2で分解した部品及び交換部品による組立て。	組立てに伴う調整，給油脂を含む。
5	機能・性能試験	3.1による。	—
6	塗装	2.7による。	—
7	整備品の表示	2.10による。	—
8	完成検査・包装など	1 完成検査は，3.2による。 2 包装などは， 箇条4 による。	—

表5—整備診断作業

番号	工程	作業内容	規定
1	入場点検	入場品の外観状態を点検する。	—
2	分解	入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。	—
3	洗浄	スチーム，圧縮空気，洗油などによって洗浄・清掃し，付着している泥土，油脂などを除去する。	—

表5—整備診断作業（続き）

番号	工程	作業内容	規定
4	点検計測	目視、計測機器、器具などによって摩耗、損傷などの状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の可否を判定する。	点検計測は、主要部位から優先して行う。 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成し提出する。 ^{a)}
5	修理	官側が承認した整備診断明細書による修理作業	打痕、まくれ、曲がりなどの軽易な修正作業を含む。
6	部品組立て	第2工程で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整、給油脂を含む。
7	機能・性能試験	3.1による。	—
8	塗装	2.7による。	—
9	整備品の表示	2.10による。	—
1.0	完成検査・包装など	1 完成検査は、3.2による。 2 包装などは、 簡条4 による。	—
注 ^{a)} 提出先及び部数は、調達要領指定書によって指定する。			

表6—電子器材等整備診断作業

番号	工程	作業内容	規定
1	入場点検	入場品の外観状態を点検する。	—
2	分解	入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板等は、分解しない。
3	機能点検	入場品を動作させるか、又は計測器によって計測するなど、本来の機能を発揮するか否かを点検する。このとき、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。	機能点検を行う場合に必要な清掃、手入れ、調整などを含む。 なお、機能点検は、主要部位から優先して行う。
4	故障探求	機能点検の結果、異常がある場合は故障部位などを特定する。	契約の相手方は、故障探求後に整備診断明細書を作成し提出する。 ^{a)}
5	修理	1 官側が承認した整備診断明細書による修理作業 2 修正作業に伴う調整、また、必要に応じて防湿、防振、固定などの処置を施す。	フレーム、シャーシなどのへこみ、曲がりなどある部位、表示などの不鮮明な部位の軽易な修正作業を含む。
6	部品組立て	工程2で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整、給油脂を含む。
7	機能・性能試験	3.1による。	—
8	塗装	2.7による。	—

表6—電子器材等整備診断作業（続き）

番号	工程	作業内容	規定
9	整備品の表示	2.10による。	—
10	完成検査・包装 など	1 完成検査は、3.2による。 2 包装などは、簡条4による。	—
注 ^{a)} 提出先及び部数は、調達要領指定書によって指定する。			

調達要領指定書	調達要求番号	4SNC1AZ0006
	調達要求年月日	令和6年4月8日
	作成部課	装備計画部施設課
	作成年月日	令和6年3月13日
品名	偵察ボート（8人乗）の外注修理	
仕様書番号	HE-C-Z799002E	

指定事項

2.2 整備品名・数量・器材番号など

品名	型式	器材番号	数量
偵察ボート（8人乗）	アキレス JE-470	23-8536	1

※ 保有部隊：水陸機動団施設中隊

2.4 整備の作業方式

2.4 b)の整備作業とし、作業内容は表3によるほか以下の要領で行う。

故障箇所	作業内容	数量
船首気室	本体チューブのエア漏れ部補強接着	1
	本体チューブ補強接着	1
	Dリング再接着	2
船首（右前気室）	カクマク再接着	1
右前気室	取手交換	1
	波返し再接着	1
右後気室	オール固定再接着	1
	取手再接着	2
	本体チューブのエア漏れ部補強接着	2
	トランサム再接着	1
船首（左前気室）	カクマク再接着	1
左前気室	防舷波返し再接着	1
	取手交換	2
左前（左後気室）	カクマク再接着	1
左後気室	取手交換	1
	トランサム再接着	1
底布	底V補強接着	2
	底布本体補強接着	7
底布（センターキール）	キール座再接着	1
センターキール	エンドキャップ補強接着	1
底布（トランサム）	ゴムモールド補強接着	1
右サイドキール	ホース・金具交換	1
左サイドキール	ホース・金具交換	1
右サイドキールカバー	カバー本体補強接着	2
左サイドキールカバー	カバー本体補強接着	1

2.5 整備実施場所

実施場所は、契約相手方工場とする。

7.1 輸送

搬出・搬入とも契約相手方が実施するものとし、引渡しは以下の場所で行う。

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊 九州補給処健軍支処（健軍駐屯地）

096-368-5111（内線3604）